

人 材 紹 介 契 約 書

〇〇株式会社と（以下「甲」という）と、株式会社〇〇（以下「乙」という）は、甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関する紹介業務を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材を選抜・紹介し、採用に至るまでの活動を支援する。

第2条（報酬）

1. 甲は、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の30%（税別）を人材紹介に係る手数料として乙に支払うものとする。上記「理論年収」は、次の算式により計算する。
理論年収＝（基本給＋職務手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×1.2＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）
なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。
2. 被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還する人材紹介手数料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

第3条（経費）

甲は、乙が紹介した被採用者、1名ごとに、海外送り出し機関に掛かった経費を乙経由にて支払うものとする。経費の内容は以下の事項とする。

1. 人材紹介経費
2. 日本語教育経費（3か月）
3. ビザ取得経費
4. 航空券経費

第4条（支払）

甲は第2条に定める報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。経費の支払いの航空券手配後の来日スケジュール決定次第 経費と報酬分ける

第5条（オーナーシップ）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社させた場合も、本契約に該当するものとする。

第6条（労働条件の明示）

甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する求人に係る労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む。）を乙に書面の交付の方法により明示し、求人の申込みをする。ただし、乙が希望する場合は、これをFAX又はメール等により明示することができる。

第7条（求人申込後の労働条件の変更等）

1. 甲が、乙に対して前条により明示した労働条件の内容を、甲による面接実施前に変更、特定、削除、追加（以下「変更等」という。）することとなった場合は速やかに書面の交付の方法、FAX を利用する方法又はメール等を利用する方法（以下「書面の交付等」という。）により乙に通知するものとする。
2. 前条により明示した労働条件の内容の変更時期が、甲が乙による紹介を受けた人材（以下「丙」という。）と面接等の接触をした後であった場合は、甲は、職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面の交付等の方法により直接、丙に明示するものとする。
3. 前項の場合、甲は、乙に対しても、速やかに変更等の内容を書面の交付等により明示するものとする。